



2026年6月25日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

2026年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ

当社は、2026年6月30日が法定提出期限である2026年3月期有価証券報告書につきまして、提出期限の延長申請を検討しておりますことをお知らせいたします。

株主、投資家の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 有価証券報告書提出期限の延長申請の検討

当社は、2026年2月に当社連結子会社の株式会社なごみ設計（以下「なごみ設計」といいます）にて、当社がこれまで把握していなかった進行中の訴訟が発覚したことに関連し、本訴訟のもととなる死亡事故については、当社がなごみ設計の株式取得を決議した2024年5月30日以前の2023年4月18日に発生していたことがわかったため、当社がなごみ設計の株式を取得する際における事実経緯、当該連結子会社の株式取得のプロセス、これらの事案が把握されていなかった経緯・原因、及び会計処理に関して、検証を行う必要があることを認識いたしました。2026年2月18日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、より詳細かつ正確に事実関係を把握し、検証を実施するためには、独立性・中立性・専門性の高い調査委員会を設置する必要があると判断したため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家を委員長とし、外部の専門家で構成される特別調査委員会を2026年2月18日に設置することといたしました。

当該特別調査委員会の調査からは2026年5月15日に調査報告書（中間報告書）を受領したものの、その後、当社の企業価値の回復に向けた建設的な調査及び協議等を継続することがもはや不可能であると当該特別調査委員会が判断したとして、2026年5月25日付で特別調査委員会の委嘱契約解除通知書を受領いたしました。調査結果を待って会計処理方針について監査法人との協議を行う必要があることから、特別調査委員会の設置から解除通知の受領までの間、会計処理方針の検討、協議が止まっていました。2026年6月4日のKDA監査法人（以下、「監査法人」といいます）との再協議まで会計処理が確定せず、開示資料の作成並びに監査手続も完了していませんでした。現時点において、会計処理方針は確定し、監査法人による追加の監査手続を実施中であり、金融商品取引法第24条第1項の提出期限である2026年6月30日までに監査報告書を受領できない見込みです。

以上の状況を踏まえ、当社は関東財務局長に対し、2026年7月31日を延長後の提出期限とした有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請を行うことについて検討しております。

2. 今後の見通し

2026年3月期有価証券報告書については、2026年6月30日が法定提出期限となっておりますが、関係各所との確認が取れ次第方向性が定まった段階で速やかにお知らせいたします。

以上